

# 三重県食品表示監視協議会設置要領

平成20年 4月22日制定

平成22年 4月22日一部改正

平成23年10月20日一部改正

## 1 趣旨

不適正な食品表示に関する監視を強化するため、食品表示を担当する行政機関等との間で、①食品表示に関する情報共有や意見交換を行うことにより、連携強化を図るとともに、②不適正な食品表示を行っている事業者に対する処分等の必要な対応を迅速かつ円滑に実施することを目的として、三重県食品表示監視協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## 2 構成員等

### (1) 構成員

協議会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、協議会は、必要に応じて構成員を追加することができる。

### (2) 開催時期等

協議会は、年2回程度開催するものとする。ただし、緊急に情報共有・意見交換を行う場合は必要に応じて開催する。

## 3 協議事項

協議会は、以下の事項について協議する。

### (1) 不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換

### (2) 問題ある事業者への処分等の対応について、迅速かつ円滑な実施のために必要な事項

### (3) その他食品表示の適正化を推進するために必要な事項

## 4 事務局

### (1) 事務局は、東海農政局津地域センター消費・安全グループ表示・規格班とする。

### (2) 協議会の運営の円滑を図るため、各関係部署に連絡員（別紙「窓口担当者」をいう）を置く。

## 5 その他

前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、協議会が定める。

別紙

## 三重県食品表示監視協議会構成員

三重県警察本部生活安全部生活環境課長

三重県生活・文化部消費生活特命監

三重県健康福祉部健康危機管理室長

三重県健康福祉部薬務食品室長

三重県農水商工部農産物安全室長

四日市市保健所衛生指導課長

鈴鹿亀山消費生活センター所長

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター

名古屋センター表示指導課長

東海農政局津地域センター

消費・安全グループ

表示・規格班

総括表示・規格指導官

流通監視班

総括流通監視官

農畜産安全管理班

総括農畜産安全管理官